官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一）　一
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二）　二
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同三）　三
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産四九）　四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同五〇）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同五一）

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一二）
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産五二）
○道路に関する件（東北地方整備局五）

〔人事異動〕
内閣
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
産業
日本産業規格（経済産業省）
国家試験
令和八年度衆議院法制局職員採用総合職試験公告（衆議院法制局）
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配四）

〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日

財務大臣臨時代理　国務大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分六厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分二厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分二厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分三厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分三厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分二厘とする。
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分五厘五毛
五年を超え七年以下	年一分六厘五毛
七年を超え八年以下	年一分七厘五毛
八年を超え九年以下	年一分八厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分九厘五毛

償還期限	利率
六年以下	年一分三厘五毛
六年を超え七年以下	年一分四厘五毛
七年を超え八年以下	年一分五厘五毛
八年を超え十年以下	年一分六厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分七厘五毛